**府営りんくう公園（中地区）整備運営事業の事業予定者の決定**

大阪府では、「大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会」の選定結果を受けて、下記の通り、事業予定者を決定しました。

１．申請団体数

１団体

２．事業予定者

ブリッジパークプロジェクトグループ

（構成団体）

・ハンワホームズ株式会社（代表）

・帝燃産業株式会社

・株式会社アヴァンチ大阪

【参考】大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会における審査結果の概要

（１）選定理由

りんくう公園（中地区）特有の立地特性を踏まえた、公園の新たな魅力創出につながる提案であり、以下の点が評価できるものであった。

・りんくう公園（中地区）の整備方針である、「公園と海、まちをつなぎ、賑わいと交流の創出」に合致し、公園を媒介に、ビーチスポーツ・飲食・アート・ビジネスを通じて、地元経済の発展や新たな賑わい創出を期待できる提案であった。

・関西国際空港の対岸であるという立地を生かし、ビーチスポーツ施設においては、全国大会や国際親善試合を誘致し、飲食やアート、ビジネス施設においては、インバウンド需要も取り込むという、りんくう公園のリピーターだけではなく、幅広い利用者をターゲットとした提案は、評価できるものであった。

（２）附帯意見

・提案内容の実現に向け、グループ内でしっかりと連携の上、実施基盤や実施体制を充実させること。

・公募対象公園施設と特定公園施設の施設計画においては、飲食施設と広場の配置などについて、利用者の利便性を高める計画となるよう工夫すること。

・ビーチスポーツ、飲食、アート、ビジネスなど多様な機能が提案されており、提案方針を踏まえ、各施設の相乗効果が発揮されるようしっかりと取り組むこと。

・飲食、アート、ビジネスに関連する施設については、地域の関係団体及び地元企業等と連携した取組・運営を念頭に、各主体と継続的に取り組むこと。

・ビーチスポーツ施設については、着実に整備し、全国大会や国際親善試合の誘致を実現し、公園の新たな賑わい創出に取り組むこと。

・特定公園施設については、りんくう公園の既開設区域の指定管理者が管理運営を行うこととなるため、日常管理だけでなくイベント時を含め、指定管理者としっかりと連携すること。

・地元市町や周辺施設の管理者とも連携し、りんくう公園全体の魅力向上に努めること。

（３）点数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 配点 | 委員Ａ | 委員Ｂ | 委員Ｃ | 委員Ｄ | 委員Ｅ | 委員F | 得点 |
| 事業の  実施方針 | 事業運営の基本的な考え方 | ５ | ４ | ４ | ４ | ３ | ４ | ２ | 3.50 |
| 公園全体及び地域との連携の方針 |
| 事業の  実施体制 | 事業の実施基盤 | 20 | ８ | ５ | ８ | ８ | ８ | ６ | 7.17 |
| 事業の実施体制 |
| リスクと対応方針 |
| 資金調達計画及び収支計画 |
| 施設の  整備計画 | 公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画 | 35 | 20 | 12 | 14 | 14 | ８ | ８ | 12.67 |
| 施設の  管理運営計画 | 公募対象公園施設の管理運営計画 | 20 | 14 | ８ | ８ | ８ | 10 | ６ | 9.00 |
| 小計 | | 80 | 46 | 29 | 34 | 33 | 30 | 22 | 32.34 |
| 価格点 | 価格提案 | 20 | 20 | | | | | | |
| 合計 | | 100 | 66 | 49 | 54 | 53 | 50 | 42 | 52.34 |

・「価格点」の配点を除く80点中、32点に満たない場合は失格とする。

・「価格点」は設置許可使用料の提案額により点数が算出されるため、委員別の記載としていない。

・評価の得点は、評価項目ごとに、各委員の点数の平均値を算出し、それらを合計したもの。

（４）大阪府都市公園施設整備運営事業者選定委員会

　①委員

都市公園施設整備運営事業者の選定を引き続き実施することから、現時点は委員の氏名は非公開とし、選定が終了した後速やかに公表するものとする。

②委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、施設整備・管理運営に係る法的課題、利用者の視点など様々な視点から意見を聴取するため、弁護士、公認会計士、及び経営分野の学識経験者から各1名、造園・建築に関する学識経験者から３名の計６名を選定した。

③審査の経緯

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年５月20日（月） | ：公募設置等指針の審議、審査方法等の審議 |
| 令和６年10月28日（月） | ：提案内容の確認、ヒアリング項目の確認 |
| 令和６年11月25日（月） | ：申請者プレゼンテーション、ヒアリング  　審査、事業予定者の選定 |